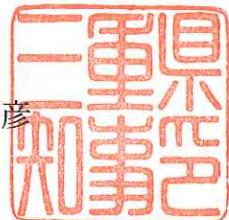


県土 第09-134号
平成21年2月10日

国土交通省近畿地方整備局長
木下 誠也 様

三重県知事
野呂昭彦



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成20年6月20日付け国近整河計第13号で照会があったことについて、平成20年11月11日の四府県知事合意も踏まえ、三重県として下記のとおり回答いたします。

なお、意見についてよろしく御配慮頂きます様お願いします。

記

1. 木津川上流域（名張川含む）の河川の整備・維持管理のあり方について

（1）治水

- ・淀川水系河川整備基本方針で示された「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要である」との認識にたって、下流河川の治水安全度を考慮しつつ、木津川上流域（名張川含む）の治水安全度向上に着実に取り組むこと。
- ・近年、全国各地で局地的な豪雨が多発している現状を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力を上回る洪水が発生した場合において、被害を可能な限り軽減させる「減災対策」に、ハード・ソフト両面にわたって積極的に対策を講じること。

（2）水資源の安定した利用

- ・近年の異常気象に伴う渇水リスクの増大を踏まえ、安定した水資源の確保に努めるとともに、効率的な水利用が図られるよう積極的に取り組むこと。
- ・特に、川上ダムが完成するまでの間、伊賀地域の安定した水資源が確保



できないことから、渇水時に水資源の有効活用が図れるよう、国は適切に関係利水者間の調整に努めること。

(3) 河川環境・利用

- ・河川の整備・維持管理にあたって、特別天然記念物オオサンショウウオに代表される木津川上流域（名張川含む）の特徴ある動植物の多様な生育・生息・繁殖環境の保全・創出に積極的に取り組むこと。
- ・治水・利水・環境との調和を図りつつ、住民や地域の意見を反映させるなど、様々な河川利用のニーズを踏まえた水辺空間の整備・維持管理に努めること。

(4) 上下流連携の構築

- ・木津川上流域（名張川含む）には、多くのダムや遊水地が存在し、下流域の治水・利水にとって重要な役割を担っている。そのため、水源地域の活性化が流域全体にとって重要な課題であることを認識し、上下流の交流と連携を一層深め、相互に理解と協力を得るための施策を関係機関と連携し積極的に実施すること。

(5) 河川の整備・維持管理に要する費用、スケジュールについて

- ・今後も地方財政は厳しい状況が予想されるため、国は、河川の整備・維持管理にあたって徹底したコスト縮減に努めるとともに、事業費、整備スケジュールについて県民の理解が得られるよう、事前に協議調整を図ること。

2. 川上ダム及び各河川改修事業の推進について

(1) 川上ダムについて

- ・ダム建設に伴う環境への配慮を行いながら、早急に整備を図ること。
- ・大型公共事業であるダム事業の特性に鑑み、特にコスト縮減に努め、負担の平準化を図るとともに、事業期間については、今後、淀川水系における水資源開発基本計画や川上ダム事業実施計画で定められる完成予定期工期を遵守すること。
- ・利水撤退などの追加費用について十分協議調整を図ること。
- ・事業実施に当たっては、関係住民等の一層の理解を得るよう努めること。

(2) 木津川について

- ・川上ダムの整備に併行して、上野遊水地事業の早期完成に努めるととも

- に、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等、河川改修を推進すること。
- ・木津川島ヶ原地区の一部堤防が完成していない区間について、早急に整備を図ること。
 - ・岩倉峡の開削については、下流河川の安全度を考慮した段階的な施行も視野に入れ、早期実施を検討すること。
 - ・上野遊水地の管理・運用に関する諸課題について、伊賀市等関係機関と十分な調整を図ること。

(3) 名張川について

- ・名張川の治水安全度向上のため、引堤及び河道掘削等について、早急に整備を図ること。
- ・青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムは、下流の名張市街地に生活する住民の安全・安心を守る要となる施設であることから、ライフサイクルコスト低減の観点から効率的にダム機能を維持する取り組みを行い、併せて計画的に維持管理を実施すること。

(4) ソフト対策の推進について

- ・近年、地球温暖化がもたらす気候変動に伴い、治水安全度の低下が懸念されている。そのため、いかなる洪水に対しても洪水被害をできる限り最小化するため、国が積極的に関係機関と連携・調整を図り、ソフト対策を推進すること。

以上

河計 第1094号
平成21年2月10日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

兵庫県知事

淀川水系河川整備計画の策定について（回答）



平成20年6月20日付け国近整河第13号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり意見を回答します。

記

1 猪名川銀橋周辺狭窄部の開削について

猪名川については昭和57年度に国土交通省、大阪府、兵庫県等で策定した「猪名川流域整備計画」に基づき、計画的に「総合治水対策特定河川事業」に取り組んできたところである。本計画での銀橋周辺狭窄部の開削については、川西池田地区の整備完了後速やかに実施するとの考え方であったと認識しており、本文案（P79、17行目）を下記のとおり修正していただきたい。

《修正文案》「現在総合治水対策特定河川事業として進めている銀橋周辺狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、猪名川直轄管理区間の川西・池田地区における総合治水対策特定河川事業による築堤・護岸及び河道掘削の完了後速やかに実施する。狭窄部のその後のさらなる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて関係機関と調整する。」

2 余野川ダムについて

実施時期を検討するとされている余野川ダムの清算については、利水者等と十分協議・調整をされたい。また、既に整備された施設や取得された事業用地について、財源措置、執行体制などを含め、国の責任で適切に管理されたい。

3 丹生ダムについて

調査検討を行うとされている丹生ダムについては、人口減少等により長期的には水需要の減少が想定される中で、渇水対策容量の確保にあたって、長期的な需要変化を踏まえた必要性・緊急性が十分に示されていない。

渇水対策容量確保の必要性・緊急性の有無とあわせて、洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作による異常渇水時の水位低下を抑制する方法や、費用負担のあり方などについても幅広く検討されたい。

4 猪名川流域整備計画について

猪名川流域では国、兵庫県、大阪府及び流城市町が「猪名川流域総合治水対策協議会」を設立し、昭和 57 年に「猪名川流域整備計画」を策定して総合的な治水対策を進めている。近年の異常気象等による洪水に対して、流域での貯留や流域からの流出抑制など総合的な治水対策をより一層進める必要があり、河川整備計画に猪名川の総合治水対策を引き続き推進する旨の記述をしていただきたい。

5 猪名川の堤防補強について

猪名川で浸食に対する安全度が低いため対策が必要とされている区間があるが、他区間と比較して優先度が低いとされ 10 ヶ年を目途に実施する区間に位置づけされていない。背後地に人口・資産が集中していることから、早期に堤防補強を実施していただきたい。

6 河川整備計画の実施にあたっての関係者との協議・調整について

- ① 猪名川直轄区間の整備、一庫ダム操作方法の変更については神崎川、猪名川の指定区間の治水安全度に影響があるため、その実施時期、実施方法について、本県と十分協議・調整されたい。
- ② 丹生ダム、川上ダムの利水撤退に伴う清算については、利水者と十分協議・調整されたい。
- ③ 許可工作物の改築あるいは水利権の見直し等が必要な場合は、施設管理者・利水者と十分協議・調整されたい。
- ④ 渴水調整の円滑化にあたっては、従来からの調整方法も踏まえ、利水者と十分協議・調整のうえ進められたい。
- ⑤ 猪名川の正常流量確保のための水利用の合理化にあたっては、現在の水利用の実態を考慮のうえ、利水者と十分協議・調整のうえ進められたい。
- ⑥ 猪名川の河川敷における利用形態や公園整備の見直しにあたっては、現状の利用状況と地域要望を考慮したうえで、関係者と十分協議・調整されたい。
- ⑦ 水上オートバイのあり方の検討にあたっては、関係者と十分協議・調整のうえ、より一層の取り組みを推進されたい。
- ⑧ 一庫ダム、瀬田川洗堰などの既存水源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しにあたっては、現行の利水機能が適切に確保できるよう、十分協議・調整されたい。
- ⑨ 淀川大堰の水位操作の改善にあたっては、既存の水道用水取水に影響があることから、利水者と十分協議・調整されたい。



滋河第 99 号
平成 21 年(2009 年)2 月 13 日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成 20 年 6 月 20 日付け国近整河計第 13 号にて意見を求められた淀川水系河川整備計画の策定について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 いかなる洪水に対しても被害を最小化するための施策の推進

自然現象には際限はなく、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こりうる。こうした洪水、いわゆる「超過洪水」に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐことが今後の治水政策にとって極めて重要なものと考えている。

このために必要な対策を、河川管理者のみならず、地元自治体や地域住民など多様な主体との連携のもと、積極的に取り組まれたい。

2 大戸川ダム（大戸川）に関すること。

大戸川ダムは、平成 20 年 9 月 27 日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一定の治水効果はある。

しかしながら、平成 20 年 9 月 22 日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置付ける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国は、こうした問題について引き続きその責務を果たされたい。

3 丹生ダム（姉川・高時川）に関すること。

丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

4 瀬田川に関すること。

瀬田川の改修については、琵琶湖の後期放流対応すなわち、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川の改修とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修についても促進されたい。

なお、鹿跳渓谷の改修については、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、早急にそれらの内容について提示するとともに、実施時期については、本県とも十分協議されたい。あわせて徹底したコスト縮減を図られたい。

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の確保の観点から重要であり、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととされている淀川水系河川整備基本方針を尊重し、その実現に向け取り組まれたい。

5 野洲川に関すること。

野洲川（直轄区間）の堤防強化および自然環境と調和した水辺空間の形成について着実に進められたい。

6 大津放水路事業に関すること。

大津放水路II期事業の実施時期については、本県と十分協議されたい。また、実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図られたい。

7 琵琶湖の総合的な保全に関すること。

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息する自然湖である。

このため、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与していることおよび淀川水系の水資源の大半を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。

8 治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作に関すること。

瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然景観や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を確立されたい。

9 総合的流域管理など新たな仕組みづくりに関すること。

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的および一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取

り組まれたい。

10 水文化の保全と継承に關すること。

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、平常時から培つておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

11 河川敷利用に關すること。

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷がすでに地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映することとされたい。

12 維持管理に關すること。

既存施設の機能維持を図る観点から、河川の管理について、計画的・効率的に進められたい。その際には、徹底したコスト縮減を図られたい。

13 河川レンジャーに關すること。

住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャーについて、その制度設計を確実に行い、本格的な導入を図られたい。

14 次世代育成型の河川政策に關すること。

20～30年後の河川と住民とのつながりをより強固にすることを目指して、河川環境だけではなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、次世代育成型の河川政策を進められたい。

15 事業費および実施時期に關すること。

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図られたい。

16 その他

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作られたい。

河整第 2038 号
平成21年2月13日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

大阪府知事 橋下 徹



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成20年6月20日付け国近整河計第13号で依頼のあった標記について
下記のとおり回答します。

記

淀川水系河川整備計画（案）についての意見



淀川水系河川整備計画（案）についての意見

河川の整備は、防災はもとより、まちづくりや環境など住民生活に大きな影響を与えるものであるので、地域の自治に責任を持つ地方公共団体が共通の課題として取り組むことが重要であることから、上中流域に位置する各府県と協議し、合意した内容や地元市町長からの意見もふまえ意見を申し述べる。

1. 大阪府の基本的な考え方

人口・資産が高度に集積している大阪平野は高い堤防で守られており、一度堤防が決壊すれば、壊滅的な被害を生じる可能性を有していることから、現況の安全度を堅持することが必要と考えている。

また、河川は住民生活に欠かせない水の供給源であるとともに、都市域における貴重なオープンスペースともなっている。このため、今後ともこれらの機能を維持しつつ、環境の改善に取り組むことが、住民の豊かな生活享受のために必要である。

更に、淀川水系河川整備計画（案）に示されている事業は、今後膨大な事業費が必要であり、現下の地方財政を大きく圧迫することが予想されるところである。

これらの状況を鑑み、以下の三点を特に配慮されたい。

- ◆本案に示される河川の整備により大阪府域の治水安全度を低下させない。
- ◆環境改善のため淀川水系の流水の正常な機能維持及び水質保全に取り組む。
- ◆今後の整備計画実施にあたって大阪府財政に過度な負担をかけない。

2. 治水

淀川本川では、下流側から集中的に河川整備を実施しており、大阪府域では現況で計画規模（概ね 200 年に一度）の洪水が発生した場合であっても、計画高水位以下で洪水を流下させることが可能となっている。

しかしながら、中上流域は、下流域に比べ治水安全度が低いことから、本案に示されているとおり、下流域の治水安全度に考慮しつつ中上流域の改修に着手し、整備を進めていくことは、妥当と考える。

従って、堤防強化とともに、下流部の流下能力の向上策としての橋梁の改築や洪水調節施設の整備等の優先順位を地域の合意をふまえ明確にしたうえで取り組む必要がある。

また、猪名川流域では、国や関係府県等が連携して河川整備をはじめとした総合的な治水対策に取り組んできたが、現状の治水安全度は依然として低い状況にあり、地域の合意をふまえ優先順位を明確にしたうえで、今後とも整備を進めていく必要がある

(1) 堤防強化

引き続き堤防強化に取り組むとともに、「壊れにくい堤防」、「粘り強い堤防」は治水安全確保の観点から今後とも技術的にも追求すること。

(2) 淀川下流部の橋梁改築

淀川大堰下流には、洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。事業中の阪神電鉄西大阪線（阪神電鉄なんば線）橋梁の改築事業継続については妥当と考える

が、さらなる治水安全度の向上のために、伝法大橋（R43）、淀川大橋（R2）、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても具体化を図ること。

（3）高規格堤防

高規格堤防は、治水上有効ではあるが、効果発現に時間がかかること、事業費が膨大であることなどから、今後の事業の進め方について十分協議すること。

（4）大戸川ダム

大戸川ダムは、一定の治水効果があることは認める。

しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

また、大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等については、事業主体である国が引き続きその責務を果たすべきであり、それを強く求めるとともに、その場合において、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県、京都府と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。

（5）天ヶ瀬ダム再開発

天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流のために有用であり、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

（6）川上ダム

川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できるため、その建設について、環境への配慮を行いつつ早急に整備を図ることに基本的に合意する。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を図ること。

（7）余野川ダム

戦後最大洪水を対象とした場合、余野川ダムを建設する案よりも河川改修のみの案の方が今後必要となる総事業費の比較において経済的であることから、ダムを当面実施しないという本案に基本的に同意する。

また、余野川ダム建設事業は、地元、地権者など関係者の多大な協力のもと進められてきたものであることに鑑み、当面余野川ダム事業が実施されるまでの間、ダム事業と一体のものとして建設を進めてきた「水と緑の健康都市（箕面森町）」の事業に支障を生じさせないための措置を明確にするとともに、関連する地域整備事業の進捗並びに、今後、ダム建設の円滑な着手のためのダム事業用地の維持管理について、その財源措置、執行体制などを含め国が責任をもって対応されることを強く求めるとともに、ダム建設再開の時期についての検討もあわせて行うこと。

更に、利水撤退にともなう負担について、地元市等、関係者の理解を得られるよう十分協議調整されること。

（8）猪名川銀橋周辺狭窄部

銀橋周辺狭窄部については、平成22年度末完了を目指しに国が総合治水対策特定河川事業として進めている川西・池田地区の改修が完了次第、これに応じた部分開削を進めることとしており、その後のさらなる開削については、下流の河川整備の進捗状況に応じて十分調整すること。

3. 環境

(1) 淀川大堰などによる水位操作の改善

淀川大堰湛水域の平常時水位を OP+3.0m から OP+2.5m に変更するに当たっては、現在、淀川から取水している施設や大川（旧淀川）への影響が予想されることから、取水施設や大川への影響などを十分協議した上で、施設操作の変更を行うこと。

(2) 河川の水質保全対策

大阪府が管理する一級河川寝屋川の水質については、下水道の整備や河道での水質浄化対策により改善されてきたが、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に掲げた目標達成には至っていない。寝屋川の水質改善効果が見込める淀川から寝屋川への導水を常時行うこと。

また、淀川本川への京都府内下水処理水の流入を分離するとしている流水保全水路については、事業目的、効果、負担の考え方等が不明確であることから事業の見直しを行うこと。

(3) ダム貯水池等の水質保全対策

ダム貯水池等の水質保全対策については、その効果、工法選定経過を明確にするとともに、関係府県と十分調整したうえで実施すること。

(4) 外来種対策について

外来種対策については、その被害の防止を目的とした特定外来生物法により、厳しく規制がされている。また、同法では、生態系等に係る被害が生じた場合、主務大臣及び国の行政機関の長は、法の規定により防除を行うものとされており、まず法により十分な実効性を上げることが必要と考える。

4. 利水

(1) 渴水調整の円滑化

渴水調整にあたっては、これまでの利水者の水源確保努力等が反映されるよう、十分、協議調整をした上で実施すること。

(2) 丹生ダム

丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることを留保する。渴水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議すること。

5. 利用

河川敷や水面利用については、現在、地域住民や自治体等が利用していることから、利用者や関係機関の意見も十分聞いて判断すること。

6. その他

(1) 事業費と実施時期

整備計画の実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ること。また、利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ること。

(2) ダム事業の地域整備に関する新たなルールづくり

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ること。

(3) 瀬田川洗堰

瀬田川洗堰については、今後も引き続き、下流の安全を前提に操作することを求める。

(4) 新たな協議会の設立

危機管理体制、ハザードマップの作成、ポンプ調整運転等の検討を目的とした「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」や「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」などの設立については、同様の目的を持つ現行協議会との再編も含め調整を図ること。

河 第 2 1 3 号

平成 21 年 2 月 13 日

国 土 交 通 省
近畿地方整備局長 殿

奈 良 県 知 事



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成 20 年 6 月 20 日付け国近整河計第 13 号で照会のありました標記のことについて、意見はありません。

なお、今後、河川整備計画に基づく事業や維持管理の実施にあたっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いします。

担当者

奈良県土木部河川課

河川計画係

岡 部 まえさら 前 更

TEL 0742-27-7507 (直通)





1 河 第 1 0 1 号
平成 21 年 3 月 2 日

国土交通省近畿地方整備局長様

京都府知事 山田 啓二



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成 20 年 6 月 20 日付け国近整河計第 13 号で照会のことについては、別添意見書のとおり回答します。



意 見 書

淀川水系河川整備計画の策定について、河川法第16条の2第5項の規定に基づき、以下のとおり意見を述べる。

1. 水系全体の課題について

4府県合意に基づき以下のとおり意見を述べる。

【三川合流部・宇治川の改修・堤防強化と天ヶ瀬ダム再開発について】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが4府県の共通理解である。
- ・しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対して十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

【大戸川ダムについて】

- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように一定の治水効果があることは認める。
- ・しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮するとともに、河川整備計画に位置付ける必要はない。

【桂川の改修について】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

【木津川の改修と川上ダムについて】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。
- ・このような効果が期待できる川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

【丹生ダムについて】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。渇水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。

【新たなルール作りについて】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。
- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

2. 京都府域の課題について

市町村等の意見に基づき以下のとおり意見を述べる。

【堤防強化の範囲拡大と早期完成】

- ・整備計画内の工事を実施しても、なお計画規模の洪水に対して計画高水位を超える区間や琵琶湖の後期放流時に長期間高水位が続く区間について、堤防強化の範囲を拡大し連続したものとともに、桂川、宇治川、木津川全川の堤防強化の早期着手、早期完成を図られたい。

【治水上支障のある河道内樹木の計画的かつ早急な伐採】

- ・長期にわたり放置されている治水上支障のある河道内樹木の伐採を計画的かつ早急に実施されたい。

【整備が遅れている排水機場や樋門改築の早期着手、完成】

- ・浸水が頻発しているにもかかわらず整備が遅れている排水機場や樋門改築を早急に着手、完成されたい。

【工事の種類、場所等、具体的な整備の計画の明示】

- ・上下流の整備予定や方法にも大きな影響を与える、中流部の改修方法等について、主要な工事の種類、範囲等を明示するとともに、具体的な実施計画を明らかにされたい。

【整備段階に応じた柔軟かつ適切なダム操作方法への改善】

- ・ダムの効果を最大限に發揮するよう、下流の整備段階に応じた柔軟かつ適切なダム操作方法への改善を図られたい。

【淀川の治水の大前提である瀬田川洗堰の確実な操作】

- ・瀬田川洗堰の操作は淀川の治水の大前提であり、天ヶ瀬ダムと連動した確実な操作を図られたい。

【淀川三川合流域地域づくり構想の実現】

- ・淀川三川合流域地域づくり構想を実現すべく、人と自然の関わりを学ぶ環境学習機能等を備えた地域間交流拠点として早期に整備されたい。

【雨水浸透への支援策立案等、総合的治水対策の推進】

- ・中上流域の河川改修の進展には長期間を要するため、雨水浸透等、総合的治水対策の推進方策を明示するとともに水系全体で推進されたい。

なお、市町村意見は別紙のとおりである。

■市町村意見等一覧

(別紙)

京都市	<p>〈意見〉</p> <p>1 淀川水系河川整備計画（案）の全般に関する意見</p> <p>（1）桂川の治水対策に関すること</p> <p>人命に係る激甚な被害をもたらす市街地部での破堤の危険性が高く、鴨川をはじめとする支川や下水道、鉄道や幹線道路にも多数影響の及ぶ桂川の治水対策を整備計画の最優先事業として位置付け、事業促進を図っていただきたい。事業効果を早期に発現するための段階的整備計画について、早急に整備の具体化を図るとともに事業実施をお願いしたい。</p> <p>また、嵐山地区については、越水等を防止し、治水の安全性を向上させる緊急対策の具体化とその実施に取組まれるとともに、戦後最大洪水に対応する具体的な整備計画を早期に策定していただきたい。</p> <p>（2）宇治川の治水対策に関すること</p> <p>宇治川の堤防強化が十分行われていない状況を踏まえ、天ヶ瀬ダム再開発事業完了までに、堤防強化等、宇治川の安全性が確保されるよう計画を策定していただきたい。</p> <p>2 淀川水系河川整備計画（案）に記載された各項目に対する意見</p> <p>4. 1. 2 日常からの川と人のつながりの構築</p> <p>（2）川とまち・地域をつなぐ</p> <ul style="list-style-type: none">東高瀬川の堤防等で、本市のまちづくりと連携した散策路等の整備や緑化の充実等を行っていただきたい。 <p>4. 2. 3 河川の連続性の確保</p> <p>（3）水域と陸域との連続性の確保と修復</p> <ul style="list-style-type: none">琵琶湖以外の河川等においても、改善計画（魚類の生息環境の改善を目的とする「堰等の構造物の改良」と「水域と陸域との連続性の確保と修復」にかかる計画）を策定する際には、流域全体の各水域管理者（府県、市町村、農業関係者等）との連携、調整を図られたい。 <p>4. 3. 1 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none">耐越水機能を確保する技術は重要課題であり、その技術を早期に確立させるよう努めていただきたい。計画洪水に対して安全度の低い中流域の河川整備の具体的な計画を示していただきたい。 <p>4. 3. 2 淀川水系における治水・防災対策</p> <p>（1）危機管理体制の構築</p> <p>1) 自分で守る（情報伝達、避難態勢整備）</p> <p>③情報伝達に関する基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none">緊急時の災害対応や水位上昇の状況などを沿川住民に対して迅速に伝えるなど、光ファイバー網のさらなる活用について検討していただきたい。 <p>2) みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）</p> <p>②防災ステーション、水防拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none">治水安全度の低い中流域で、水防活動を支援する基盤整備（ヘリポート、水防活動用資機材の格納庫、土嚢や砂等の備蓄施設）を積極的に計画していただきたい。 <p>⑤排水ポンプ場の運用の検討</p> <ul style="list-style-type: none">ポンプ運転調整に伴う内水氾濫被害を最小化する観点を含めた最適、かつ、合理的なルールの策定を関係者と連携して検討していただきたい。 <p>3) 地域で守る（まちづくり、地域整備）</p> <p>③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 気候変動や異常気象による洪水の緩和のために、公共施設における対策や民間における普及促進に関する自治体の取組を積極的に支援していただきたい。

(2) 堤防強化の実施

- ・ 本市域内において実施予定の河道改修、引堤、堤防強化について、その実施予定時期、規模、優先順位等を具体的に表現していただきたい。
- ・ 桂川については治水安全度が特に低いため、堤防の質的調査に基づいた箇所だけでなく、HWLを超過する洪水が発生しやすい下流区間について堤防強化対象の区間と位置付け、堤防天端までの護岸整備など、当面の安全性が確保される対策の実施をお願いしたい。また、必要に応じて段階的な対応による効果発現の促進を検討していただきたい。

(3) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

- 1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方
 - ①淀川本川と中上流の間における上下流バランス
 - ・ 本川と支川のバランスを考えて、三川合流地点での掘削を早急に検討の上、実施されたい。
 - ②狭窄部の上下流における上下流バランス
 - ・ 桂川の改修において、狭窄部である上流部と下流部とでは河川管理者（国と府）が異なるが、災害対策が容易となるよう国・府が連携して整合の取れた計画を作成していただきたい。
- 3) 宇治川
- ・ 琵琶湖の後期放流により、山科川合流点下流においては水位上昇とその頻度が増加すると考えられるため、堤防の安全確保について通常より厳しい条件で検証を行うとともに、対策が必要とされた区間では、より信頼性の高い堤防強化を行っていただきたい。

また、本市域の支川及び内水排除区域への影響を具体的に明らかにしていただきたい。

4) 桂川

- ・ これまで残されてきた桂川の治水対策（特に大下津引堤及び下流の河道掘削）を整備計画の最優先課題として事業促進していただきたい。そのためには、事業効果の早期発現を図る観点から、段階的整備計画について、さらにぎめ細かい検討をお願いしたい。
- ・ 桂川の嵐山地区における河川改修については、地元調整等を含めてどのように実施計画を策定するのか、できるだけ早期に概要を明らかにするとともに、越水に対する緊急的な対策と段階的な計画を早期に策定していただきたい。
- ・ 桂川改修における下流リスクを明確にし、柔軟な安全度向上策を検討していただきたい。また、河川改修の実施による本市域の支川、内水排除区域への影響を明らかにしていただきたい。
- ・ 河道内に多くの樹木や土砂が堆積しているため、伐採や浚渫をしていただきたい。
- ・ 大下津地区の引堤・桂川の河道掘削により、水垂排水ポンプ場の樋門移設等（もしくは不要）の必要が出てくるので、それらの詳細な計画を明示していただきたい。

4. 5. 2 川らしい利用の促進

(6) 川らしい河川敷の利用

- ・ 桂川河川敷のグラウンドや公園については、市民の貴重な憩いや活動の場として多様に利用されており、地域住民意見を十分に配慮した整備をお願いしたい。

(7) 違法行為のは是正

- ・ 不法占拠等については、地元からも速やかな是正を望む要望があり、

	<p>これまでの経過も踏まえ、今後の対応のあり方を具体的に示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の占用箇所にかかる違法行為は正実施計画については、その内容を本市に周知願いたい。また、違法行為は正実施計画に河川管理者と占用者（京都市）が連携を取るような内容を盛り込んでいただきたい。 <p>4. 5. 3 憇い、安らげる河川の整備 (1) 憇い、安らげる河川の整備 4. 5. 4 まちづくり・地域づくりとの連携 (2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 桂川嵐山地区について、地域住民意見を十分に取り入れ、地域特性に配慮した河川整備をお願いしたい。 <p>4. 6. 4 河川区域等の管理 2) 河道内堆積土砂等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の河道内樹木及び堆積土砂等の調査を行い、安全度の低い区間にについて対策を計画的に実施していただきたい。
宇治市	<p>〈意見〉</p> <p>河川整備計画案に示された事業は、宇治市における抜本的な治水対策にとって不可欠の事業であるため、今後速やかに河川整備計画に位置づけられた上で事業を進められたい。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては平成20年2月7日に提出した「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」の主旨を尊重し十分配慮されたい。</p> <p>また、瀬田川洗堰に関しては本市の意見も踏まえ計画案で、「今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。」とされているところではあるが、本市にとりまして瀬田川洗堰の操作は大変重要な問題であるので、瀬田川洗堰の全閉操作を撤廃するかどうかという点は、堤防補強や天ヶ瀬ダム再開発及び大戸川ダム等の整備を行った後、初めて議論されるべき問題だと考えており、まずは下流の治水安全度を十分に確保され、その後に関係自治体や住民の意見を踏まえ、慎重かつ十分な議論を尽くされることを求める。</p>
亀岡市	<p>〈経過と現状〉</p> <p>亀岡市の街づくりの根幹をなすものは、桂川の治水であります。</p> <p>この桂川の治水も、亀岡地域の保津峡狭窄部があることによって洪水氾濫、浸水常襲地帯ともなっています。狭窄部は下流への急激な流出を抑制する流量調節作用はあるものの、上流域では逆流現象が生じているのが現状であります。</p> <p>数ある災害の中でも、昭和35年8月29日の台風16号による大水害では、未曾有の大惨事となりました。このように幾度となく氾濫を繰り返し、その都度発生する甚大な被害は、亀岡の歴史でもあり、地域住民にとって洪水による被災は、常に隣りあわせで水害との戦いでありました。</p> <p>これらの水害の一日も早い解消を図るために、昭和46年に国において策定された「淀川水系工事実施基本計画」において、ダムによる洪水調節と洪水流下の支障となっている狭窄部（保津峡）の開削を前提とした治水対策、河川改修を内容とする桂川の治水計画が位置づけられました。</p> <p>この計画に基づき、ダムについては約220戸に及ぶ集団移転をはじめ、地元住民の並々ならぬご理解とご協力のもと平成10年に「日吉ダム」が完成しました。</p> <p>亀岡市における河川改修では、「当面計画」、「暫定計画」、「基本計画」の3</p>

段階での整備のなかで「当面計画」に着手され、平成15年度には国の「緊急対策特定事業」の指定を受け、短期集中型で平成21年度（予算）での完成を目指すに最終段階での整備が進められています。

しかし、日吉ダム及び当面計画など、治水対策が着実に進展してきているものの、平成16年の台風23号では予測のつかない大雨により浸水被害、日吉ダムが完成してから最大の洪水を記録し、繰り返し被害に見舞われるなど、今なお亀岡市域は浸水常襲地域となっているのが現状であります。

〈意見〉

亀岡市域から水害をなくすのは市民の悲願ですが、京都府内の河川の治水安全度から見ても、桂川の流下能力は低く、中でも中上流地域の河道は早期改修の必要性に迫られています。この桂川中上流地域の治水安全度の向上を図るために、下流の国直轄管理区間の整備が不可欠であり、全川の抜本的かつ計画的に早期の整備を強力に進めていただく必要があります。

「淀川水系河川整備基本方針」においては、亀岡市をはじめとする中上流地域の水害の実態や治水対策の経緯を踏まえられ、これまでどおり狭窄部（保津峡）の開削を前提とした治水対策が位置づけられるとともに、「淀川水系河川整備計画原案」においても、事業中の大下津地区に加え、その上流の河道掘削や嵐山地区の河道整備を実施することが示されるものの具体的な整備計画が決まっていないのが現状であります。

現在、京都府において進められている河川改修は、下流の整備状況を踏まえ、昭和57年の洪水への対応を目標とした当面計画に基づくものであり、さらなる治水安全度の向上のために、より一層の下流の整備促進が必要であります。

〈河川整備計画の策定にあたっては〉

- ・ 桂川の水害や治水対策の経緯、また、治水安全度の現状を十分踏まえられ、どの地域も負担の強いことのない上下流バランスの取れた計画とすること。
- ・ 上流域の更なる治水安全度の向上のため、下流直轄管理区間の具体的な整備内容等を早急に明らかにし、これまでにも増して強力に進められると共に抜本的な改修が早期に実現する計画とすること。
- ・ 河川整備基本方針に基づく狭窄部（保津峡）の開削を前提とした桂川の治水対策の早期実現と、せめて戦後最大の洪水を流下させることができる整備について、その具体化に向け早急に検討及び調整に着手されること。

〈要望〉

- ・ 大下津地区の引堤、並びにその上流区間の河道掘削の早期実現。
- ・ 嵐山地区の整備にあたっては、景観を含めた具体的な整備計画、実施計画の策定。
- ・ 桂川の治水対策は、日吉ダムの管理と狭窄部の開削を前提としたもので、その実施による水害解消は悲願であり、開削方法を含めた整備計画、早期実現。

城陽市

〈意見〉

- ・ 河川整備に関しては、治水を最優先させるべきであり、次に環境・利水・利用が相互に関連していることを十分認識し、流域的な視点に立って総合的な検討をしていただきたい。
- ・ 治水については、上下流のバランスを基本に、既存施設の有効利用を行い、治水安全度の低い箇所から最も効果的な整備順序を検討し、整備計画を策定していただきたい。

〈要望〉

- ・ 木津川上流の川上ダムの建設はもとより、早期に堤防強化事業を完成されるよう要望する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷の利用に関しては、今後も自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を最優先に考慮していただき、既存施設の存続、新設施設の整備に対応願いたい。
向 日 市	<p>〈意見〉</p> <p>桂川右岸流域に暮らす数多くの府民は、豪雨の度に桂川の外水増水に怯え、流域の内水氾濫に悩され、天を仰ぎ雨雲が去ることを祈り続けて参りました。しかし、この度の「淀川水系河川整備計画案」や貴府の「淀川水系整備計画案に対する京都府域への効果等に関する技術的評価（中間報告）」にも記述された桂川の治水安全度の著しい低さを目の当たりにして、愕然とともに、改めて桂川改修の必要性と緊急性の高さを認識したところであります。</p> <p>貴府におかれでは、この様な桂川右岸流域の危険な状況を十分に把握され、また流域府民の内水対策を求める切実な声をお汲み取り頂きまして、「桂川右岸流域下水道雨水事業（いろは呑龍トンネル）」や「一級河川西羽束師川改修事業」に鋭意、取り組んで頂いているところであります。改めて、市民一同と共に、心よりお礼申し上げます。</p> <p>本市と致しましても「雨に負けない街づくり」を目指して、公共下水道事業による流域下水道関連雨水施設や雨水貯留管の整備、また新規開発事業に対する浸透ますや雨水貯留施設設置の義務付け等、府市並びに民間が協働で積極的に雨水流出抑制策を推進しているところであります。</p> <p>このことは、流域の内水対策は勿論のことながら、河川と下水道で計画降雨の規模は異なりますが、淀川の洪水流量の低減にも繋がると思慮致しております。</p> <p>しかしながら、桂川の改修には、「淀川水系河川整備計画案」58頁及び73頁において「桂川等淀川中上流部の改修には、淀川本川の安全度を堅持する為に、先ず淀川本川の流下能力増強策として橋梁改築及び上流部の流量低減対策として大戸川等のダムを整備する。」と述べられております。</p> <p>これについて、本市と致しましては、京都府の中間報告にもありますように、必ずしも淀川へ影響があるものではないと判断していることから、桂川の河川改修が一刻も早く推進されることを強く望むものであります。</p> <p>また、本市が積極的に取り組んでいる雨水流出抑制について、その効果を適切に評価し、流域対策の有効な手段として推進することを盛り込んだ「淀川水系河川整備計画」が策定されるよう意見を申し述べるところであります。</p> <p>なお、農地は市街地に比べて、雨水流出量が少ないとから、治水の観点からも農地の保全の重要性は高いと考えられ、農地の保全には営農の基本である安定した農業用水の確保が不可欠であります。</p> <p>このことから、農業用水の大半を桂川及び支川の河川水に依存しております本市農地に対しまして、渇水時における利水者間の渇水調整が円滑に進み、安定した農業用水の確保が図られるよう河川管理者の積極的な関与を要望致します。</p>
長岡京市	<p>治水対策は、市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するためにも重要な対策であります。その対策として、淀川水系における河川整備計画（案）が、関係者の努力により示されたところであります。</p> <p>また、京都府におかれましては、この整備計画（案）に対し、技術検討会の開催等をされ、周知をいただいたところであります。</p> <p>これらを踏まえまして、本市としては 淀川水系河川整備計画（案）に対しては、特に意見はございません。</p> <p>なお、この整備計画の実施で、上流部での流下能力が向上することにより、桂川・宇治川・木津川の三川合流点、またはその上流部での水位上昇が考え</p>

られ、本市の支川への逆流を危惧するところであります。
 また、最近の局地的豪雨には大変驚きと不安を覚えるところであります、三川の大きな流域の何所かで豪雨が発生した場合に、予期せぬ本川の水位上昇も考えられます。
 つきましては、桂川本川の河道等の整備により逆流を抑制し、並びに、逆流時に備えて三川合流地点等の水位観測強化そして、その情報伝達システムの構築を要望するものでございます。

八幡市	<p>〈意見〉 特に意見はありません。 〈要望〉 本整備計画を進めるにあたりまして次の項目について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三川合流部について 「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けた取り組みの強化を願いたい。また、河川敷の利用について、今後も引き続き認めていただきたい。 2 ダム管理について 下流域の堤外民有地や木製橋（通称流れ橋）に配慮したダム放流管理を願いたい。 3 治水対策の必要性について 堤防補強の早期実現と河川の流下能力の阻害となる樹木の定期的な伐採を願いたい。
京田辺市	<p>〈意見〉 本整備計画（案）において、次の事項を要望させて頂き、回答といたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 治水・防災 <ol style="list-style-type: none"> ①木津川堤防の補強工事の早期実施 ②強制排水ポンプ等による内水排除対策工事の早期実施 2. 利用 <ol style="list-style-type: none"> ①木津川河川敷運動公園の占用許可継続及び公園拡張の占用許可 3. 維持管理 <ol style="list-style-type: none"> ①木津川河川内に繁茂している樹木等の伐採の早期実施
南丹市	<p>〈意見〉 南丹市管内では、桂川上流域に位置し、昭和28年の大水害をはじめとして、これまでに幾度となく洪水被害に見舞われ、関係旧町では抜本的な早期治水対策を必要として、京都府や国に要望されてきた。 昭和36年に建設省が旧日吉町内に宮村ダム構想を発表され、移転戸数は154戸とし、「犠牲を犠牲としない」知事の基本方針により、水没町三町の日吉、京北の201戸の移転と、八木を含む水没関係地区住民の深いご理解とご協力により、36年を経て治水利水を目的とした日吉ダムが完了した。 ダム完成後は暫定運用による洪水調整等により、下流域の治水利水対策や平成16年の台風23号にみられる洪水調整により、桂川本川の被害は軽減されている。 本市は、水没町でありながら中下流町域でもあり、ダム建設の恩恵と水没地区関係住民への感謝の気持ちを忘れてはならないとして、関係機関のご協力により「地域に開かれたダム」所在市としてさまざまな取り組みを行っており、下流市町村にもダム建設に伴う経過のご理解を頂いている。 しかし、隣接下流の亀岡市管内においては、保津峡上流の大型堤防建設中であるものの、保津峡開削が実施されない限り浸水被害は解決しない状況が</p>

あり、保津川上流の整備改修は下流直轄区間の整備状況により大きく左右され、亀岡市管内から本市までの河川整備が出来ない事となっている。

また、南丹市八木町管内では、井尻地区の集団移転が桂川改修計画による集団移転が、平成14年に完了しているが護岸整備が出来ていない状況もある中で、移転協力者においては早期の護岸整備を望まれている。

これにより、「犠牲を犠牲としない」と言う基本方針を踏まえて、上流地区の護岸整備や暫定的な整備も併せて早期を行うためには、下流地区の国土交通省直轄区間整備を早期に実施して頂くことが不可欠である。

今後の計画案決定については、日吉ダム所在地の市として、水源地域に対する諸事業及び補助制度枠の拡大を求めるとともに、淀川水系全体の上、中、下流の自治体の立場は異なるものの、相互の理解と協力により本計画が進められることを希望し、本計画の継続性が図られるよう意見いたします。

木津川市

〈意見〉

淀川水系河川整備計画（案）に対する検討については、現在、京都府技術検討会で技術的内容等について、有識者の皆様方により検討して頂いているところであり、木津川市として特に意見はございません。

〈要望〉

同整備計画（案）に係る要望内容といたしまして、①木津合同樋門における内水排除施設の設置 ②赤田川樋門の改修 ③無堤防地域の築堤の整備 ④河川区域内の立木伐採について、早期に実施されることを強く要望いたします。

①木津合同樋門における内水排除施設の設置

過去から木津川増水時に内水被害を受けている旧木津町中心市街地は、市役所、木津警察署、公立山城病院等主要公共施設が立地し、JR各線や国道も集中しています。浸水時には、水中ポンプ(Φ200mm)5台により応急対応を行っているところですが、危機管理上の観点からも、市の中枢部が機能不全に陥ることのないよう、恒久的対策として、内水排除施設の早期整備をお願いします。

②赤田川樋門の改修

赤田川樋門の改修については、老朽化が進んできており、府事業である赤田川改修と合わせた赤田川樋門の改修の早期の実施をお願いします。

③無堤防地域の築堤の整備

鹿背山地区及び西・河原地区には、無堤防地域が存在しており、大雨洪水時及び高山ダム放流時に木津川の水位が増加した場合、この無堤防区域隣接の人家及び公共施設等に危険を及ぼし、また、耕作地が荒廃する恐れがあるため、無堤防地区の護岸・築堤整備を要望します。

④河川区域内の立木伐採

河川内の立木の繁茂が著しく増水時には流水を妨げる恐れがあり、流域住民の不安解消・安全確保のため、河川流域内の立木伐開を要望します。

大山崎町

〈要望〉

淀川水系河川整備計画（案）に関しまして以下のとおり要望いたします。

○桂川の改修促進を要望します。

- ・ 大下津地区の引堤の早期完成
- ・ 桂川下流部における河道内の樹木伐採、中洲除去に併せ低水路敷の切下げ

○堤内地雨水排水につきましては、高低差が少ないために河川水位に大きく影響を受け、増水時に2ヶ所の排水ポンプ場により排水しております。

このため、ポンプ稼働日数、時間の低減させ、河川流水を安全に流し、高水位が長期間に渡らない整備計画を要望します。

	<p>○住民の生命、財産を守る行政の立場からは、治水を最優先とし、河床掘削や堤防強化及び引堤等の河道整備、洪水調節施設による流域全体の安全度を高める、着実な治水対策の実現を要望します。</p> <p>○耐越水堤防については、構造や効果等の技術的解明ができるいないとの整備局の見解から、また、洪水被害が軽減できたとしても局地的水害を受けることになり、河川整備計画から切り離すか、整備計画対応後に整備するよう要望します。</p>
久御山町	<p>〈意見〉</p> <p>当整備計画案では、淀川本川と中上流の間における上下流バランスが基本的な考え方の一つとされています。特に上流域に琵琶湖があり、下流域と大きく利害が対立することから、これらのバランスをもって治水対策を進めるについて理解をいたします。</p> <p>このため天ヶ瀬ダムの再開発や塔ノ島における河川掘削は、必要な施策であると考えますが、課題として、現在の堤防の状況では、計画高水位以下の水位であっても浸透や浸食により決壊するおそれのある箇所が現に存在することが上げられます。</p> <p>当整備計画案では、宇治川において琵琶湖の後期放流として1,500トンの放流が計画されていますが、河川の流量増や瀬田川洗堰の全閉操作撤廃よりも、まずは堤防の補強など現状の堤防の安全を確保することが優先されるべきと考えます。</p> <p>次に平成20年9月22日に公表された「淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果等に関する技術的評価(中間報告)」においては、戦後最大洪水に対しては、現況の施設のままでも計画高水位を超えることはないとされていますが、どのような状況にあっても河川の水位の上昇を心配する地域住民にとっては、少しでも流量の軽減に貢献する対策を望んでおり、大戸川ダムはこの意味でも建設されるべきと考えております。</p> <p>更に、1,500トン放流については、排水ポンプ場や樋門への影響として操作規則の見直しが必要となります。そもそも上流からの放流のために下流の内水排除が制限されること自体があってはならず、基本的に放流は、中下流域の内水排除を考慮して流量を調整されるべきと考えますが、これらの操作規則については十分検討を願うとともに、排水ポンプ場の運用について、運転停止を含めた調整体制を構築するならば、内水による被害が発生しないようあらゆる対策を講じることとし、その運転ルールは「水害に強い地域づくり協議会」での検討でなく、当整備計画において考え方を示していただきたいと思います。</p> <p>最後に、堤防強化の進め方について、早期改修に着手し対策を完成させるとともに、各河川における堤防強化に係る具体的な箇所及び年次計画のスケジュールを示していただきたいと思います。</p>
井手町	<p>〈意見〉</p> <p>特に意見なし</p> <p>〈要望〉</p> <p>整備計画（案）にも記載されていますが、下記事項について要望します。</p> <p>○木津川の堤防補強について、地域住民の防災意識も高く早期改修をお願いしたい。</p> <p>○河道内樹木が年々大きくなり、木津川の水の流れを阻害している状況並びに防災上から、樹木の伐採を早急に実施していただきたい。</p>
宇治田原町	<p>〈意見〉</p> <p>特に意見なし。</p>

笠置町	<p>〈意見〉 特に意見なし</p>
和束町	<p>〈意見〉 意見なし 〈要望〉 和束町大字木屋地内 2,000m 間の河床低下に伴う堤外地の侵食対策として、護岸工事の早期着工を要望します。</p>
精華町	<p>〈意見〉</p> <p>1 堤防強化の早期実施 堤防強化について、その対策が必要となる区間は 81.5km あり、木津川下流部で約半分の 41.4km が堤防強化を実施する区間とされている。その内平成 21 年度目途に 2.5km を優先的整備区間とされ、残りの 38.9km は 10 ヶ年を目途や計画的に順次実施していくとなっていますが、木津川の治水対策向上を図るために一日でも早く安全な堤防を確保する必要があると思われるため、更なる推進を図って頂きたい。</p> <p>2 河道内の堆積土砂の浚渫について 河川の維持管理の基本的な考えでは、淀川の下流地区では船舶の運航に影響を及ぼす所では航路を確保するために浚渫を実施するとされている。木津川の中下流域では、川砂採取により河川横断施設の基礎が表れるなどから川砂採取が出来なくなってしまった。それ以降、現在に至までは、河道内には砂などが堆積し、河道敷が高くなっている。 については、上下流域の流下能力のバランスも考える必要があると思うが、隣接住民の安全確保が図れるように河道敷の掘削等を実施して頂き、流下能力の向上を図られたい。</p>
南山城村	<p>〈意見〉 特に意見はございません。</p> <p>〈要望〉 淀川水系河川整備計画（案）に対し次のとおり要望いたします。</p> <p>1 治水・防災 地域住民をはじめ国道 163 号利用者の安心・安全確保のため、南山城村地内における護岸工事の施工を要望します。</p> <p>2 利用・維持管理 水源地域の活性化に向けた水辺の整備、ワンドの再生や遊歩道等、河川環境整備の推進と併せて川道内樹木の伐採等を強く望みます。</p>